

品川区障害者地域生活支援事業実施要綱

制定	平成18年10月1日	区長決定	要綱	第143号
改正	平成19年3月19日	区長決定	要綱	第75号
改正	平成20年7月1日	区長決定	要綱	第114号
改正	平成21年4月1日	部長決定	要綱	第354号
改正	平成21年6月17日	区長決定	要綱	第363号
改正	平成21年6月30日	区長決定	要綱	第375号
改正	平成22年3月16日	区長決定	要綱	第20号
改正	平成23年3月23日	区長決定	要綱	第50号
改正	平成24年3月31日	区長決定	要綱	第109号
改正	平成24年5月31日	部長決定	要綱	第170号
改正	平成25年3月4日	区長決定	要綱	第19号
改正	平成25年6月25日	区長決定	要綱	第134号
改正	平成26年4月1日	区長決定	要綱	第114号
改正	平成27年4月1日	部長決定	要綱	第394号
改正	平成28年3月17日	部長決定	要綱	第162号
改正	平成30年12月25日	区長決定	要綱	第11号
改正	平成31年2月1日	部長決定	要綱	第159号
改正	令和2年12月10日	部長決定	要綱	第207号
改正	令和4年3月11日	区長決定	要綱	第64号
改正	令和6年4月1日	区長決定	要綱	第167号
改正	令和7年4月1日	区長決定	要綱	第212号
改正	令和7年7月1日	区長決定	要綱	第219号
改正	令和8年4月1日	区長決定	要綱	第109号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する、地域生活支援事業の区における基本的な事項および共通的な事項を定め、もって、地域生活支援事業の適正な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この要綱において使用する用語は、法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、および地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付障発第0801002号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙1）において使用する用語の例による。

(実施内容)

第2条 地域生活支援事業として次の事業を行う。

必須事業

(1) 相談支援事業

法第 77 条第 1 項第 3 号に規定する障害者等、障害児の保護者または障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助。

(2) 意思疎通支援事業

法第 77 条第 1 項第 6 号に規定する、意思疎通を図ることに支障がある障害者等につき、意思疎通を支援すると共に、聴覚障害者の言語の一つともいえる「手話」の普及・啓発のための手話通訳派遣事業および要約筆記者派遣事業（広域支援にかかる要約筆記者派遣事業を含む）

(3) 日常生活用具の給付等事業

法第 77 条第 1 項第 6 号に規定する、重度障害者に自立生活支援用具等の給付または貸与をすることで、日常生活の便宜を図る。

(4) 移動支援事業

法第 77 条第 1 項第 8 号に規定する、屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活および社会参加を促す。

(5) 地域活動支援センター機能強化事業

法第 77 条第 1 項第 9 号に規定する、地域活動支援センター等に専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図る。

(6) 理解促進・啓発事業

法第 77 条第 1 項第 1 号に規定する、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る。

(7) 自発的活動支援事業

法第 77 条第 1 項第 2 号に規定する、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する。

(8) 成年後見制度利用支援事業

法第 77 条第 1 項第 4 号に規定する、成年後見制度の利用に要する費用のうち申し立てに要する経費、および後見人等の報酬の全部または一部を補助する。

(9) 手話奉仕員養成研修事業

法第 77 条第 1 項第 7 号に規定する、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙および手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにする。

任意事業

(10) その他の事業

- ア 自動車改造費助成事業
- イ 自動車運転免許取得助成事業
- ウ 施設入所者就職支度金給付事業
- エ 巡回入浴サービス事業
- オ ハウスクリーニング事業
- カ 住宅設備改善費給付事業
- キ 救急代理通報システム事業
- ク 日中一時支援事業
- ケ 重度障害者等就労支援特別事業
- コ 重度障害者大学等修学支援事業

(費用負担)

第3条 前条第3号および第4号、第10号エ、オ、カ、ク、ケ、コに定める給付事業の利用者（以下「利用者」という。）の費用負担については、別表1から別表5により定める。

- 2 別表1から別表5までの特別区民税の所得割の額の算定方法については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第2号イに規定する市町村民税の所得割の額の算定方法の例による。

(高額負担者への軽減)

第4条 区長は、同一の月に生じた前条の利用者の給付事業、法および児童福祉法に定めるサービスに係る利用者負担額が著しく高額であるものに対し、高額地域生活福祉サービス費を支給する。

(高額地域生活福祉サービス費の支給額)

第4条の2 第3条の利用者の利用者負担額、法および児童福祉法に定めるサービスに係る利用者負担額（法に定める高額障害福祉サービス等給付費、児童福祉法に定める高額障害児通所給付費および高額障害児入所給付費の適用が受けられる場合はその適用後の額）を合算し、その額が別表1から別表4に定める負担上限月額または法および児童福祉法に定める負担上限月額との高い額を超える場合は、その超過した額を当該利用者に対し、高額地域生活福祉サービス費として支給する。

- 2 同一の世帯内に2以上の対象者がいる場合の取り扱いについては、法による高額障害福祉サービス等給付費の取り扱いの例によるものとする。

(申請および決定)

第5条 前条による高額地域生活福祉サービス費の支給を受けようとするものは、高額地域生活福祉サービス費支給申請書（第1号様式）により申請を行うものとする。

- 2 区長は、高額地域生活福祉サービス費の要否を決定したときは、高額地域生活福祉サービス費支給（不支給）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(委任)

第6条 この要綱の実施に必要な事項については、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成１８年１０月１日から適用する。

付 則

１ この要綱は、平成１９年４月１日から適用する。

２ 第３条中、特別区民税所得割１６万円未満課税世帯とあるのは、平成１９年６月までは１０万円未満と読み替える。

付 則

この要綱は、平成２０年７月１日から適用する。

付 則

この要綱は、平成２１年４月１日から適用する。

付 則

この要綱は、平成２１年６月１５日から適用する。

付 則

この要綱は、平成２１年７月１日から適用する。

付 則

この要綱は、平成２２年４月１日から適用する。

付 則

この要綱は、平成２３年４月１日から適用する。

付 則

この要綱は、平成２４年４月１日から適用する。

付 則

この要綱は、平成２４年６月１日から適用する。

付 則

この要綱は、平成２５年４月１日から適用する。

付 則

この要綱は、平成２５年７月１日から適用する。

付 則

この要綱は、平成２６年４月１日から適用する。

付 則

この要綱は、平成２７年４月１日から適用する。

付 則

この要綱は、平成２８年４月１日から適用する。

付 則

この要綱は、平成３０年９月１日から適用する。

付 則

この要綱は、平成３１年２月１日から適用する。

付 則

この要綱は、令和３年１月１日から適用する。

付 則

この要綱は、令和４年４月１日から適用する。

付 則

この要綱は、令和６年４月１日から適用する。

付 則

この要綱は、令和７年４月１日から適用する。

付 則

この要綱は、令和７年７月１日から適用する。

付 則

この要綱は、令和８年４月１日から適用する。

別表 1

第 2 条第 3 号、第 10 号カに定める給付事業の受給者（18 歳以上の障害者）
用

所得区分	世帯の収入状況	負担割合	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	—	0 円
低所得 1	特別区民税非課税世帯で、受給者本人の収入が 80 万 9,000 円以下	—	0 円
低所得 2	特別区民税非課税世帯で、低所得 1 を除く世帯	—	0 円
一般	特別区民税所得割が 1 6 万円未満の課税世帯	3 %	9,300 円
	特別区民税所得割が 1 6 万円以上 4 6 万円未満の課税世帯	1 0 %	37,200 円

* 所得を判断する際の世帯の範囲は、受給者およびその配偶者

* 特別区民税所得割が 4 6 万円以上のものがある世帯は給付対象費用全額を負担

別表 2

第 2 条第 10 号カに定める給付事業の受給者（18 歳未満の障害児）用

所得区分	世帯の収入状況	負担割合	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	—	0 円
低所得 1	特別区民税非課税世帯で、保護者の属する世帯の収入が 80 万 9,000 円以下	—	0 円
低所得 2	特別区民税非課税世帯で、低所得 1 を除く世帯	—	0 円
一般	特別区民税所得割が 2 8 万円未満の課税世帯	3 %	4,600 円
	特別区民税所得割が 2 8 万円以上 4 6 万円未満の課税世帯	1 0 %	37,200 円

* 所得を判断する際の世帯の範囲は、受給者（保護者）の属する住民基本台帳での世帯

* 特別区民税所得割が 4 6 万円以上のものがある世帯は給付対象費用全額を負担

別表 3

第2条第4号、第10号エ、オ、ケ、コに定める給付事業の受給者（18歳以上の障害者）用

所得区分	世帯の収入状況	負担割合	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	—	0円
低所得1	特別区民税非課税世帯で、受給者本人の収入が80万9,000円以下	—	0円
低所得2	特別区民税非課税世帯で、低所得1を除く世帯	—	0円
一般	特別区民税所得割が16万円未満の課税世帯	3%	9,300円
	特別区民税所得割が16万円以上の課税世帯	10%	37,200円

* 所得を判断する際の世帯の範囲は、受給者およびその配偶者

別表 4

第 2 条第 3 号、第 4 号、第 10 号エ、オ、ケ、コに定める給付事業の受給者
(18 歳未満の障害児) 用

所得区分	世帯の収入状況	負担割合	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	—	0 円
低所得 1	特別区民税非課税世帯で、保護者の属する世帯の収入が 80 万 9,000 円以下	—	0 円
低所得 2	特別区民税非課税世帯で、低所得 1 を除く世帯	—	0 円
一般	特別区民税所得割が 2 8 万円未満の課税世帯	3 %	4,600 円
	特別区民税所得割が 2 8 万円以上の課税世帯	1 0 %	37,200 円

* 所得を判断する際の世帯の範囲は、受給者（保護者）の属する住民基本台帳での世帯

別表 5

第 2 条第 10 号クに定める給付事業の受給者用

所得区分	世帯の収入状況		負担割合	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		—	0 円
低所得 1	特別区民税非課税世帯で、保護者の 属する世帯の収入が 80 万 9 千円以下		—	0 円
低所得 2	特別区民税非課税世帯で、低所得 1 を除く世帯		—	0 円
一般	18 歳未満 の障害児 (※ 1)	特別区民税所得割が 2 8 万円未満の課税世帯	1 0 %	4,600 円
		特別区民税所得割が 2 8 万円以上の課税世帯	1 0 %	37,200 円
	18 歳以上 の障害者 (※ 2)	特別区民税所得割が 1 6 万円未満の課税世帯	1 0 %	9,300 円
		特別区民税所得割が 1 6 万円以上の課税世帯	1 0 %	37,200 円

※ 1 所得を判断する際の世帯の範囲は、受給者（保護者）の属する住民基本台帳での世帯

※ 2 所得を判断する際の世帯の範囲は、受給者および配偶者

高額地域生活福祉サービス費支給申請書

品川区長 あて

次のとおり関係書類を添えて高額地域生活福祉サービス費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ			①障害者総合支援法②児童福祉法③介護保険法												
申請者氏名 (支給決定障害者等氏名)			制度	受給者証番号・被保険者証番号											
生 年 月 日	年 月 日														
居 住 地	〒														
	電話番号														
フリガナ			続 柄												
支 給 決 定 に 係る障害児氏名			生年月日	年 月 日											
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額					申請に係 るサービ ス利用月		年 月 分								
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額															
同一世帯に属する他の 支給決定障害者	氏 名	生年月日	①障害者総合支援法②児童福祉法③介護保険法												
			制 度	受給者証番号・被保険者証番号											

(注 1) 支払額を証する領収書を添付してください。

(注 2) 世帯範囲の特例の適用を受けている場合は、その世帯範囲で申請してください。

(注 3) 申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。

高額地域生活福祉サービス費を下記の口座に振り込んで下さい。

口 座 振 替 依 頼 書	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号									
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他										
	フリガナ												
	口座名義人												

申請書提出者	□申請者本人 □申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ			申 請 者 との関係
氏 名			
住 所	〒		
	電話番号		

高額地域生活福祉サービス費支給（不支給）決定通知書

第 年 月 日 号

〒 -

様

品川区長 印

年 月 日に申請のありました高額地域生活福祉サービス費の支給について、品川区障害者地域生活支援事業実施要綱第5条に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

支給決定障害者（保護者）氏名		受給者証番号											
支給決定に係る障害児氏名													

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額	円	申請に係るサービス利用月	年 月分
支給	☐ する ☐ しない	支給金額	円
不支給の理由			

振込先	金融機関						
	口座種目						
	口座番号						
	口座名義人						

- 不服申立て及び取消訴訟
- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に品川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。